

1 障害児支援の提供体制の整備等に係る目標

障がい児支援の提供体制を整備するため、令和8年度を目標年度として、次の目標を設定します。

- ① 障がい児支援の地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターを中心とした運営及び保育所等訪問支援の充実
- ② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ③ 医療的ケア児支援のための関係機関における協議及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

1

障がい児支援の地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターを中心とした運営及び保育所等訪問支援の充実

令和8年度末までに、児童発達支援センターを設置し、通所する児童のみではなく、地域支援体制の構築に向けた運営を行います。

また、障がい児の地域社会への参加・包容を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。

項目	令和4年度	令和8年度
【目標値】児童発達支援センター(※①)の設置	—	1
【目標値】保育所等訪問支援を利用できる体制の整備(※②)	20人	20人

(※①)発達に支援を必要とする乳幼児等に対し、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、施設の有する専門性を活かし、地域障がい児やその家族への相談、援助及び助言を行う地域の中核的な療育支援施設です。

(※②)国指針の「障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築」の項目に相当するもの

2

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保し

ます。

項目	令和4年度	令和8年度
【目標値】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	3	3
【目標値】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	3	3

3

医療的ケア児支援のための関係機関における協議及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

引き続き、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を協議し、支援方針の検討を行うとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

項目	令和4年度	令和8年度
【目標値】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有 (市単独設置)	有 (市単独設置)
【目標値】医療的ケア児等に関するコーディネーター(※③)の配置	2	2

(※③)国指針の「国指針における「総合調整コーディネーター」に相当」に相当するもの